

2025年3月3日

各 位

会 社 名 J X 金 属 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 林 陽 一
(コード番号: 5016 東証プライム)
問 合 せ 先 広 報 ・ I R 部 I R 担 当 課 長
米 山 学
(電話番号 03-6433-6056)

株式売出しにおけるブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

2025年2月14日開催の当社取締役会において決議いたしました当社普通株式の株式会社東京証券取引所プライム市場への上場に伴う株式売出しにつきましては、2025年3月2日開催の当社取締役会において、未定でありましたブックビルディングの仮条件等を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の仮条件等承認の件

(1) 仮 条 件 1株につき810円から820円

(2) 売 出 価 格 及 び 引 受 価 額 並 び
に 売 出 株 式 の 数

売出価格は、上記仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、売出価格決定日(2025年3月10日)に引受価額と同時に決定される。当該仮条件は今後変更される場合があり、その変更の承認については当社代表取締役社長に一任する。

売出価格及び引受価額の承認についても、当社代表取締役社長に一任する。

また、売出株式総数465,160,100株のうち、日本国内における売出し(以下、「引受人の買取引受による国内売出し」という。)に係る売出株式数は304,679,900株、米国及び欧州を中心とする海外市場(但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。)における売出し(以下、「海外売出し」といい、「引受人の買取引受による国内売出し」と併せて「本件売出し」という。)に係る売出株式数は160,480,200株の予定であるが、その最終的な内訳は、上記売出株式総数の範囲内で、需要状況等を勘案したうえで、売出価格決定日(2025年3月10日)に決定される予定であり、その承認については当社代表取締役社長に一任する。

なお、売出株式総数についても今後変更される可能性があり、その承認についても当社代表取締役社長に一任する。

(3) 仮 条 件 の 決 定 理 由 等

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ている。

ご注意：本資料は当社株式売出し等に関する取締役会決議に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2025年2月14日及び2025年3月2日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

また、本資料は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

①フォーカス事業（半導体材料セグメント及び情報通信材料セグメント）について、市場の将来性があり、グローバルトップシェア製品を有することにより更なる拡大が見込めること。
 ②フォーカス事業を成長戦略のコアとして位置づけ、旧来の枠にとらわれない考え方で事業ポートフォリオ改革を推進した実行力のあるマネジメント体制であること。
 以上の評価があったものの、有価証券届出書提出日（2025年2月14日）以降における株式市場をはじめとしたマーケットの下落等及び上場日までの期間におけるマーケットの変動リスク等を考慮して決定された。

2. 当社指定販売先への売付け（親引け）

当社が引受人に対し、売付けることを要請している指定販売先（親引け予定先）の状況等については以下のとおりであります。

(1) 親引け予定先の状況等 (JX金属グループ役員持株会)

① 親引け予定先の概要	名称	J X金属グループ役員持株会	
	本店所在地	東京都港区虎ノ門二丁目10番4号	
	代表者の役職・氏名	理事長 小松崎 寛	
② 当社と親引け予定先との関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
③ 親引け予定先の選定理由	当社及び子会社の役員の経営へのコミットメントを強化することにより、当社企業価値の向上につなげることを目的として当社グループ役員持株会を親引け予定先として選定いたしました。		
④ 親引けしようとする株券等の数	192,500株を上限として、売出価格とあわせて売出価格決定日（2025年3月10日）に決定する予定であります。 ※取得金額の上限として要請した金額を仮条件の下限価格により除して算出した見込みの株式数（100株未満切捨て）であります。		
⑤ 親引け予定先の株券等の保有方針	長期的に保有する方針であります。		
⑥ 親引け予定先における払込みに要する資金等の状況	当社は、払込みに要する資金について、当社グループ役員持株会における積立て資金の存在を確認しており		

ご注意： 本資料は当社株式売出し等に関する取締役会決議に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2025年2月14日及び2025年3月2日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。
 また、本資料は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

	ます。
⑦ 親引け予定先の実態	当社及び子会社の役員で構成する持株会であります。

(J X 金属グループ従業員持株会)

① 親引け予定先の概要	名称	J X 金属グループ従業員持株会	
	本店所在地	東京都港区虎ノ門二丁目 10 番 4 号	
	代表者の役職・氏名	理事長 森井 健次	
② 当社と親引け予定先との関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
③ 親引け予定先の選定理由	当社及び子会社の従業員への福利厚生の実施を目的として当社グループ従業員持株会を親引け予定先として選定いたしました。		
④ 親引けしようとする株券等の数	1, 147, 300 株を上限として、売出価格とあわせて売出価格決定日 (2025 年 3 月 10 日) に決定する予定であります。 ※取得金額の上限として要請した金額を仮条件の下限価格により除して算出した見込みの株式数 (100 株未満切捨て) であります。		
⑤ 親引け予定先の株券等の保有方針	長期的に保有する方針であります。		
⑥ 親引け予定先における払込みに要する資金等の状況	当社は、払込みに要する資金について、当社グループ従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。		
⑦ 親引け予定先の実態	当社及び子会社の従業員で構成する従業員持株会であります。		

(株式会社日本カストディ銀行 (信託 E 口))

① 親引け予定先の概要	名称	株式会社日本カストディ銀行 (信託 E 口)	
	本店所在地	東京都中央区晴海一丁目 8 番 12 号	
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 土屋 正裕	

ご注意： 本資料は当社株式売出し等に関する取締役会決議に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2025年2月14日及び2025年3月2日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

また、本資料は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<p>② 当社と親引け予定先との関係</p>	<p>株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約（以下、「本信託契約」という。）を締結することによって設定される信託口であります。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。</p> <p>(1) 概要 本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の管理職従業員に対し、当社株式を給付する仕組みです。 当社は、管理職従業員に対しポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。なお、管理職従業員が在職中に当社株式の給付を受ける場合、管理職従業員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で譲渡制限契約を締結することとします。これにより、管理職従業員が在職中に給付を受けた当社株式については、当該管理職従業員の退職までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。管理職従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとし、本制度の導入により、当社管理職従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。</p> <p>(2) 受益者の範囲 株式給付規程に定める受益者要件を満たす者</p>
<p>③ 親引け予定先の選定理由</p>	<p>当社の管理職従業員の経営へのコミットメントの強化を目的として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）を親引け予定先として選定いたしました。</p>
<p>④ 親引けしようとする株券等の数</p>	<p>1,234,500株を上限として、売出価格とあわせて売出価格決定日（2025年3月10日）に決定する予定であります。 ※取得金額の上限として要請した金額を仮条件の下限価格により除して算出した見込みの株式数（100株未満切捨て）であります。</p>
<p>⑤ 親引け予定先の株券等の保有方針</p>	<p>株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は、本信託契約に基づき、当社株式の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。</p>

ご注意： 本資料は当社株式売出し等に関する取締役会決議に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2025年2月14日及び2025年3月2日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

また、本資料は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<p>⑥ 親引け予定先における払込みに要する資金等の状況</p>	<p>払込みに要する資金に相当する金銭については、当社は、株式給付規程に基づき管理職従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：株式会社日本カストディ銀行（信託E口））に金銭を信託（他益信託）いたします。当社からの追加信託金をもって、割当日において信託財産内に存在する予定である旨、2025年3月4日付で締結予定の株式給付信託契約書により確認する予定であります。</p> <p>なお、信託金の金額等詳細については2025年3月12日付で締結予定の株式給付信託の追加信託に関する覚書において確定する予定であります。</p>
<p>⑦ 親引け予定先の実態</p>	<p>株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は、親引けにより取得した当社普通株式に係る議決権行使について、「個別議案に対する従業員の意思集約結果に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が管理職従業員の意見を集約し、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に対して議決権指図を行い、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）はかかる指図に従って、議決権行使を行います。</p> <p>信託管理人は、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に対して議決権行使に関する指図を行うに際しては、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。</p> <p>なお、信託管理人には当社管理職従業員が就任し、受益者が存在するに至った場合、当該信託管理人は受益者代理人となります。（受益者代理人となった以後の議決権行使の指図は受益者代理人が行うこととなります。）</p>

(2) 親引けに係る株券等の譲渡制限

詳細は下記【ご参考】「2. ロックアップについて」をご参照ください。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、仮条件における需要状況、上場日までの価格変動リスク等を勘案したうえで、売出価格決定日（2025年3月10日）に決定される予定の引受人の買取引受による国内売出しに係る売出株式の売出価格と同一となります。

ご注意： 本資料は当社株式売出し等に関する取締役会決議に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2025年2月14日及び2025年3月2日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

また、本資料は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己 株式を除く。)の総数 に対する所有株式数の 割合(%)	本件売出し後 の所有株式数 (株)	本件売出し後の 株式(自己株式 を除く。)の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
ENEOSホールディングス株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番2号	928,463,102	100.00	463,303,002	49.90
JX金属グループ役員持株会	東京都港区虎ノ門二丁目10番4号	0	0.00	192,500	0.02
JX金属グループ従業員持株会	東京都港区虎ノ門二丁目10番4号	0	0.00	1,147,300	0.12
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	0	0.00	1,234,500	0.13
計		928,463,102	100.00	465,877,302	50.18

- (注) 1 所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2025年2月14日現在のものであります。
- 2 本件売出し後の所有株式数及び本件売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2025年2月14日現在の所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に、本件売出し及び親引け(親引け予定株式数は合計2,574,300株(各親引け先の親引け予定株式数は、取得金額の上限として要請した金額を仮条件の下限価格により除して算出した見込みの株式数(100株未満切捨て)です。)として算出しており、売出価格決定日(2025年3月10日)において変更される可能性があります。)を勘案した場合の株式数及び割合になります。
- 3 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合及び本件売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考となる事項

該当事項はありません。

ご注意：本資料は当社株式売出し等に関する取締役会決議に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2025年2月14日及び2025年3月2日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

また、本資料は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

[ご参考]

1. 株式売出しの概要

- | | |
|------------------------------|---|
| (1) 売 出 株 式 数 | 本件売出し 当社普通株式 465,160,100 株
(引受人の買取引受による国内売出し 304,679,900 株、海外
売出し 160,480,200 株)
最終的な内訳は、上記売出株式総数の範囲内で、需要状況等を
勘案したうえで、売出価格決定日 (2025 年 3 月 10 日) に決定
される。 |
| | オーバーアロットメントによる売出し (*)
当社普通株式 上限 69,774,000 株 |
| (2) 需 要 の 申 告 期 間
(国 内) | 2025 年 3 月 3 日 (月曜日) から
2025 年 3 月 7 日 (金曜日) まで |
| (3) 売 出 価 格 決 定 日 | 2025 年 3 月 10 日 (月曜日)
(売出価格は、仮条件をもとに、当該仮条件による需要状況、
上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案したうえで、決
定される。) |
| (4) 申 込 期 間
(国 内) | 2025 年 3 月 11 日 (火曜日) から
2025 年 3 月 14 日 (金曜日) まで |
| (5) 株 式 受 渡 期 日 | 2025 年 3 月 19 日 (水曜日) |

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、大和証券株式会社が行う日本国内における売出しであります。上記売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものを全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主である ENEOSホールディングス株式会社 (以下、「貸株人」という。) より借受ける株式であります。

これに関連して、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として当社普通株式を引受価額と同一の価格で貸株人より追加的に取得する権利 (以下、「グリーンシューオプション」という。) を、2025 年 3 月 27 日を行使期限として貸株人から付与される予定であります。

また、大和証券株式会社は、上場 (売買開始) 日 (2025 年 3 月 19 日) から 2025 年 3 月 27 日までの期間 (以下、「シンジケートカバー取引期間」という。) において、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、みずほ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、野村証券株式会社及びSMB日興証券株式会社と協議のうえ、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによ

ご注意： 本資料は当社株式売出し等に関する取締役会決議に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2025年2月14日及び2025年3月2日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。
また、本資料は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

る売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

なお、大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、貸株人からの借入株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社は、みずほ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、野村証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社と協議のうえ、シンジケートカバー取引を全く行わないか、若しくは買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. ロックアップについて

本件売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに関連して、売出人かつ貸株人であるENEOホールディングス株式会社は、大和証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、Morgan Stanley & Co. International plc 及びみずほ証券株式会社（以下、「ジョイント・グローバル・コーディネーター」という。）に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の日（2025年9月14日）（当日を含む。）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、本件売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために大和証券株式会社に当社普通株式の貸付けを行うこと及びグリーンシュエーションが行使されたことに基づいて当社普通株式を売却すること等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

また、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中はジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、株式分割等を除く。）を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

さらに、親引け先であるJX金属グループ役員持株会、JX金属グループ従業員持株会及び株式会社日本カストディ銀行（信託E口）（当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約に基づき設定される信託（以下、「本信託」という。）における再信託受託者）並びに本信託の受託者としてのみずほ信託銀行株式会社は、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーター並びに引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社（以下、「国内共同主幹事会社」という。）の事前の書面による同意なしには、当該親引けにより取得する当社普通株式を含む当社普通株式の売却等（ただし、JX金属グループ役員持株会から当社及び当社子会社の役員に対する、当該役員に登録配分された当社普通株式の交付（当該交付を受ける当社及び当社子会社の役員が、当該交付前に、個別にロックアップ期間と同じ期間、当社普通株式の売却等を行わない義務を負うことを内容とする誓約書をジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内共同主幹事会社に対して提出している場合に限る。）、並びに本信託に基づく株式会社日本カストディ銀行から当社の従業員に対する当社の従業員に付与されたポイント数に応じた当社普通株式の交付（譲渡制限がロックアップ期間中に解除されないものに限り、また、当該交付を受ける当

ご注意： 本資料は当社株式売出し等に関する取締役会決議に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2025年2月14日及び2025年3月2日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

また、本資料は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

社の従業員が、当該交付前に、個別にロックアップ期間と同じ期間、当社普通株式の売却等を行わない義務を負うことを内容とする誓約書をジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内共同主幹事会社に対して提出している場合に限る。)等を除く。)を行わない旨を約束する書面をジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内共同主幹事会社に対して差し入れる予定であります。

上記のいずれの場合においても、ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

3. 「株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ」の一部訂正について

2025年2月14日に公表いたしました「株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ」につきまして、参考情報に関する記載内容に一部誤りがございましたので、下記の通り訂正いたします。訂正箇所には下線を付して表示しております。

【訂正箇所】

(訂正前)

(4) 過去3決算期間の配当状況 (単体)

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	61.31円	△7.82円	152.51円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	<u>39.10円</u> (-)	<u>30.59円</u> (-)	- (-)
実績配当性向	<u>63.9%</u>	-	-
自己資本利益率	15.4%	-	34.1%
純資産配当率	<u>9.8%</u>	<u>7.9%</u>	-

(注) (省略)

4. 2023年3月期の実績配当性向、自己資本利益率については、当期純損失(△)が計上されているため記載しておりません。

(省略)

(訂正後)

(4) 過去3決算期間の配当状況 (単体)

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	61.31円	△7.82円	152.51円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	<u>30.59円</u> (-)	<u>-</u> (-)	- (-)
実績配当性向	<u>49.9%</u>	-	-
自己資本利益率	15.4%	-	34.1%

ご注意：本資料は当社株式売出し等に関する取締役会決議に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2025年2月14日及び2025年3月2日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

また、本資料は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

純資産配当率	7.7%	—	—
--------	------	---	---

(注) (省略)

4. 2023年3月期の自己資本利益率については、当期純損失(△)が計上されているため記載しておりません。また、同期の1株当たり配当額、実績配当性向、純資産配当率については、配当を実施していないため、記載しておりません。

(省略)

以 上

ご注意：本資料は当社株式売出し等に関する取締役会決議に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2025年2月14日及び2025年3月2日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

また、本資料は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。